

# 順天堂大学に入学・卒業・退学する時の届け出（活動機関離脱・移籍の届け出）

- 既に在留カードをお持ちで、「留学」資格をお持ちの方は、活動機関に関する届を14日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があります。（留学以外の資格をお持ちの方は、在留資格変更申請となります。）
- 大学は留学生の状況を出入国在留管理庁に報告報告する義務があります。留学生の活動機関情報は所属機関（大学）と照合されます。
- 順天堂大学を卒業・退学する場合：[参考様式1の2（Excel）](#)
- 日本国内の日本語学校や大学から順天堂大学に入学する場合：[参考様式1の3（Excel）](#)
- 窓口を持参する場合：
  - 最寄りの地方出入国在留管理官署又は外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-01390）にお問い合わせください。
- 郵送による場合：
  - 在留カードの写しを同封の上、東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当宛てに送付してください。また、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。
  - （郵送先）〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当